

第三日 平成二十三年三月十七日

開 議 午前十時十四分

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。

開会前に皆さんにお願いがございます。

このたび、東北沖を震源とする地震を初めとした東日本大震災による被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を、お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げますために、黙祷を捧げたいと思います。傍聴者の皆様もご協力をお願いいたします。

黙祷。

〔黙祷〕

○議長（野呂日出男君）

黙祷を終わります。ありがとうございました。

次に、清水議員から、発言を求められておりますので、これを許します。

清水孝夫君。

○一番（清水孝夫君）

今の東日本大震災についてですけれども、町としての対応方、今後の支援体制をどのように考えているのか、町長に伺います。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

地震の対策でございますが、今後としましては、課長会議等を開催しまして、支援策を練ってまいりたいと思います。

まず、一番の課題としましては、今、東北電力で計画停電ということで時間を区切って、グループ制に分けて停電ということで、予定としましては、十六、十七、十八日、計画停電を実施する予定でございましたが、十六と十七日は需用の関係でやらなくてもよいということで中止になっております。ただ、明日の計画停電をやるとということで、告知しておりますので、町としましては、電力さんの情報を得まして、今日と同じく、朝、放送したいと思います。最終的に来るのが例えば午前九時に来るのが二時間前、午前七時でございます、やるかやらないか。そういう放送をしてまいりたいと思います。ただ、明日、東北電力さんの方で計画停電、記者発表ということで恐らく長期間にわたると思います。その情報等も随時やっていきたいと思います。

それで、役場の庁舎の関係及び施設の関係、これらの各課の課題等を整理しまして行っておりますが、まず、学校関係については、今、給食の材料等が入ってきませんので、それから計画停電等が実施されるということで、終了式までお弁当を持参して、休校をとらないでやるということでございます。

それから、学校関係の灯油等の燃料費については、三月終了式までは、確保しているということでございます。

それから、文化会館、それから文化センター、ザーム館等々の貸し館については、できる限り三月中は燃料等の見通し等も今、現時点ではあるんですが、四月以降については不透明でございますので、貸し館についても臨機応変に対応していくということでございます。

それから、支所の巡回バスについてもやっぱり燃料費でございますが、これも不足になった場合、これは委託先ということでございますが、この対応も今後委託先と協議していかなければならないと思います。

それから、計画停電になった場合のライフライン、これはまず上水道、これは何としても停電になっても供給しなければなりませんので、これは軽油等を確保して、町民の皆さんにご不便をかけないようにやってまいりたいと思います。

それから、しらかば団地、みどり団地は、上の方に水道の受水槽がありますので、停電になった場合、発電機を持っ

ていって回すとか、そういう対応でございます。

それから、福祉課の方では、これは地震の当日、十一日及び十二日、これはひとり暮らし、弱者の関係、民生委員の協力を得まして、全部回っています。それで十二日については、十一日には停電しましたので、そういう精神的な不安があるということも考えられましたので、保健師を同行して、その精神的なケアに当たっております。

それから、あとの温泉の関係についても、三月いっぱいは何とかということになりますが、今後の状況については不透明でございます。

それから、斎場、これも燃料費等がございますので、これはとりあえず町民の方を優先的にということで方針を現時点では決めております。

それから、ごみの収集については、常盤地区、可燃ごみ、週二回来ていたのが週一回に集約、それから、可燃ごみ、資源ごみについても同様の措置がございまして、その啓発を、今、住民課を中心にやる予定でございます。

それからあと、ごみの関係の、弘環も黒石も燃料費等も心配されます。そういう懸念材料もございます。

それから、役場の関係の業務、これも計画停電をやるとパソコンシステム自体が動きませんので、町民の方にはご不便をかけるかもしれませんが、手書きで発行できるものは手書きでとか、これは各課臨機応変に対応するというところでございます。

それから、役場関係の燃料費の関係については、財政課を中心に、町内の七業者でしたか、それを回って、お願いしてきております。三月までは大体めどがあるんですが、その後は不透明でございます。

それから、後のことについては、今日も臨時課長会議を開きまして、今後の課題、例えば福島原発、県外等に避難しております。その受入態勢も青森県を通じて、各県内の市町村に来るかもしれませんが、その課題等の整理、それから一番のあれは、油の確保でございますが、これも県の町村会を通じまして、青森県知事の方に要請をしております。燃料費の確保、特に公用車、緊急車両、バス、ごみ収集等、病院、福祉関係の燃料費の確保を要請しております。

それから、食料品の安定供給、それから医療関係の薬剤、診療材料の確保とか、要請をしておりますが、ただ、まだ東日本自体がまだ被災地が復旧中でございますので、そちらの方にとにかく油とか、食材も優先的にやるということで、役場としては、とにかく節約、節電、そういう精神を持って、今後も長期間にわたると思っておりますが、町民の皆さんにご不便をかけるかもしれませんが、町民一丸となって、この難局に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

議員各位におかれましては、今回の東北地方太平洋沖の地震、未曾有のかつて経験したことのない大震災に見舞われ、それによって東北各県、各市町村が多大な甚大な被害を受けております。冒頭、犠牲になった方々に冥福を供しながら、黙祷を捧げ、そしてまた、被害に遭った方々に心からお見舞いを申し上げる次第でありますけれども、藤崎町は、大きな災害もなく、災害というのは人的な災害、被害ですね。そしてまた建物、あるいはまた公共施設におかれましても、大きな被害はなかったわけでありましてけれども、行政サービスを含め、町民の生活が、今、総務課長、防災担当から、お話がありましたとおり、多大なこれまた影響を受けていることは、ご案内のとおりでございます。町民の不安を除去し、これからのまた不安も毎日募る一方でありましてけれども、それらに対応してですね、住民生活の安定を図るために、我々行政機関、関係者、総力を挙げてですね、最大限協力し合いながら、それらに対応していくということを何回か重ねた課長会議の場で確認し合っております。今申し上げたように、それでもなお、不便がかかるわけでありまして。そしてまた、目先が見えない災難もやってくることも予想いたします。全力を挙げて、これらの予想といいますか、先取りしながら、迅速にそれに対応すると。備えるということ、これまた課長会議等で申し合わせております。災害以来、議員各位も個々に役場の方に週末等おこしいただいて、励ましていただきことに対しまして、御礼を申し上げますと

もに、この間に、町民の方々からも炊き出しの実施もいただきました。また、励ましのお声、それから匿名で物資の提供、そして甚大な被害があった県、市町村に対して匿名での物資の提供、送ってくれというような依頼もありました。ここに今現在でありますけれども、そういった方々の篤志、お心に対して私から御礼申し上げるとともに、まだまだはかりしれない災難が予想されますので、我々行政として責任を持って、それらに対応すべく、町民の不安をですね、払拭すべく最大限努力して、対応してまいりますこととお誓い申し上げ、ご説明させていただく次第であります。よろしくお願いいたします。

○議長（野呂日出男君）

ほかにありませんか。この際ですので、小野議員。

○四番（小野 稔君）

町長に、いま一度お尋ねしたい旨のお許しいただきましたので、この藤崎町も、平成三年の台風十九号の際には、各県からたくさん義捐金やら、物資をいただいていると思っております。このたびのこの災害に対して、町として、町民に呼びかけてもらいたい。というのは、今、町長の方から物資とか、そういうのは個々に来ているということでもありますから、そうではなく、町からお願いして、町民の皆さんにお願いして、リンゴでも何でもいいですから、そういうものをまとめてやってもらいたいという意思で、先ほど清水孝夫議員が言ったと思っておりますので、どうかその点、ご理解の上、もう一度発言、もしそういうのをやるのであれば、もう一度ご発言をいただきたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

防災、あるいはまた企画を中心に、そういう町民から、マスコミを通して甚大な被害、まだいまだ孤立している地区と

かですね、そういうのがわかる、ご案内のとおりで、それらを心配されて、物資の提供、送っていただきたいという申し出もありました。それと同時に、藤崎の町民ですね、皆さん方のこれまた燃料、電気、それからいろいろな物資ですね、これもおぼつかなくなっているような状況にあって、町民のまずは生活確保、これが第一でありまして、その上、余裕がある町民の方々が自主的にですね、物資の提供も行っているような状況であります。私から呼びかけることもこれから考えていきますけれども、議員各位もですね、そういう点は、議員各位でまた何かそういう考えがあればですね、どうか我々と一緒に協議していただいて、そういう物資の余裕がある方をですね、今後とも、これから余裕のある方に対しては、そういうことを呼びかける必要があるかと、こう思っております。今は、町民の方々の物資の供給確保ということが最大の課題であると、こういうふうに考えております。どうか、余裕のある方は申し出ていただきましてですね、それらに対応した適切なルートの確保に努めまして、そういう甚大な被害があるところにもそれらを届けるよう、最大限の努力をこれまた我々の立場としてやっていきたいと。昨日もその件につきまして協議をしたところであります。

今一つは、明日、定住自立圏構想という形で、弘前市を中心とした広域の市町村間の組織があるわけでありましてけれども、ここの招集がかかっておりまして、広域で、それらも含めて、それぞれの市町村の災害状況などのまとめも含めまして、あるはまた、他のそういう他県の災害状況に合わせた支援の方についても、そこでまとまった形で協議することにもなっておりますので、そこに出向いて、それらの意見交換もさせていただきたいと思っております。

また、先ほど総務課長からもありましたけれども、町村会にもこれらの対策本部を設置して、今鋭意それらも含めまして、県内、あるいは市町村の物資確保、あるいはまた他県へのそういう応援、支援も含めまして、鋭意協議しているところであります。今後とも議員各位におかれましては、そういうこれから対応するべく町内、あるいはまた町外、あるいはまた他県という形での応援、支援も含めて、意見を寄せていただければ幸いに思います。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかにありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

今、緊急質問に基づいて、震災対応といいますか、話し合っているということ自体に価値が、意義があると思うわけでありませぬ。

それで、私が言いたいのはですね、確かに我々は電気、一日、二日、おれに言わせればもう一日ぐらい消えていた方がもっとありがたかったのかなというふうに思っていますけれども、問題は、例えば、計画節電でしたか、これをやるのを認めていますよ、多くの住民は。ただ、油の供給基地だとか、あるいは病院だとか、そういうところをですね、きちんと配慮した節電をやるべきだと。あれは東北電力の問題だから、自治体は関係ないよで済まされない。そういう問題があるならば、きちんと自治体としても申し入れるべきだと私は思っております。この点が一つです。

もう一つは、物資の総量そのものはですね、あるんですよ。今、むしろ問題だと思っているのはですね、買い過ぎですよ。油も満タンでなければ安心できない、入れ過ぎ、極端に言えば。そういう問題については、きちんと住民にやっぱり警告、啓発をすべきだと思っております。それが二点目です。

もう一点、我々は、大した年もいっているようではございますけれども、この間、震災を思い出しただけでも日本海地震、それから台風災害、全国の人から助けられたんですよ。そういうことから見れば、まず、地域の住民のことも大事であります。そして、支援を募金も含めて呼びかけるべきでありますけれども、自治体としてもですね、米百俵ぐらい送る予算を使ってですね、送るといふぐらいの決意を示してですね、東北全体を立ち上がらせると。それぐらいの気持ちが必要なのではないかと思っておりますので、その点については、町長にお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

三つほどあったかと思えますけれども、テレビ、新聞、メディア、そういう報道機関で詳細にですね、映像が流れているながら助けられないでいるという現実、日々あるわけです。非常に、同じ東北、あるいはまた国民としては、非常に心が痛むわけでありまして。こちらの状況が許せばですね、みんな助けに行きたいという思いは、日本人であれば、あるいはまた、東北の同じ地域の間人であればそう思っていることはすべての人がそう思っているということはわかります。理解できるわけでありまして。

しかし、我々のこのエリアの中でも、まだまだ明日の生活がどうなるかということを中心に心配、あるいは目先が見えないだけに不安の中に置かれている。一日の中でも三時間、あるいはそれ以上の停電も計画されているという中で、夜になれば寒い状態が余儀なくされるという中で、また、そういうのが繰り返されると、精神的にもやはりダメージを受ける弱者といいますか、そういう方もいらっしゃるということが、私としては一番心配なわけでありまして。まず、自分たちが自分たちの安全を確保するというのを第一義に考えながら、節約を図り、余裕があれば、余裕があるということも現実、言葉で表現されましたので、その余裕の分をいただきながらですね、今困っている方々に支援をしてやるという、そういう手順が私はおのずと出てくると思いますので、その手順、順序に従ってやるということをして行政としては考えていきたいと、こう思っています。

ただ、もう一日ぐらい停電してもよかったというような余裕のある発言ですけれども、それは非常にまた、町民各位にも不安を与える発言ですので、私はそれには同調できません。一時も無休の状態での生活というのは非常に困難を招きますので、何とか停電は食いとめていただくように、ここは東北電力の管轄ですので、毎日のように来ていただいて、説明をしていただいております。その計画停電、計画的な通電も、これまた確保するというのはなかなか大変なようでもあります。それほど、甚大な災害、被害が起きたということをして、これを現実として受けとめながらですね、町民各位に

は節約を図るよう防災無線で呼びかけながら、我々常識としてですね、これはそれぞれが節約を図りながら、また余裕のある部分で、本当に困っている方々のために、みずからやはり申し出ていきながらですね、やっていくことが肝要であろうと、こう思っております。

また、自治体として、今具体的な米百俵というようなご提案がありましたので、その件につきましても、十分協議させていただきたいと、こう思っております。

病院、役場、行政の司の部分ですね、要のところには、東北電力に対して、当初から電気、通電に関しては申し入れしているところでもあります。技術的になかなか難しい面もあるようでもありますけれども、そのところは、できる限り、いわゆる役場、病院、そういった機関のところにはですね、努めて、極力通電していただくように強く強く当初から申し入れしているところでもあります。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

これで清水孝夫議員からの発言を求める件につきましては終了いたします。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、報告第一号専決処分した事項の報告及び承認を求める件（平成二十二年度藤崎町一般会計補正予算（第四回））を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第一号を採決いたします。本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、報告第一号は承認することに決定しました。

○議長（野呂日出男君）

日程第二、議案第一号藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第一号を採決いたします。議案第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第一号は原案のとおり可決されました。

日程第三、議案第二号藤崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二号を採決します。議案第二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二号は原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第三号藤崎町コミュニティ消防センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三号を採決いたします。議案第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三号は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第四号藤崎町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四号を採決します。議案第四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第四号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第五号藤崎町職員の給与の特例に関する条例等を廃止する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

議長におかれましては、もう少しスピードを緩めてですね、議案名を読み上げていただくことを要望したいと思います。

それで、質問でございます。議案第五号ということで、給与に関する条例等というか、などの一部を改正する条例案となっておりますけれども、などはどういう、三つだというふうに我々説明を受けておるのですけれども、どういう条例なのでしょうか。特例条例ですね。すみません。どういう特例条例なのでしょうかお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

議案の十九ページでございますが、まず第一には、藤崎町職員の給与の特例に関する条例でございます。これは平成二十二年四月一日から、平成二十三年三月三十一日まで、管理職手当の五〇％カット、この額を廃止するというもので、通常は、管理職七百八万円でございますが、五〇％カットで、三百五十四万円、平成二十二年度支給してきましたが、平成二十三年四月一日から支給額を元に戻すという条例でございます。

それから、二番の藤崎町特別職の職員の給与の特例に関する条例でございますが、これは町長、副町長の給与を一〇％カット、これは町長が七十二万円の年間一〇％カットで、これは削減額が年間にしますと八十六万四千円、副町長が削減額が六十九万八千四百円、これを平成二十三年四月一日から廃止して、通常の給料月額に戻すということでございます。

それから、三番の教育委員会の教育長の給与の特例に関する条例でございますが、教育長の給与も一〇％カットということで、年間六十三万七千二百円の減額でございますが、これを平成二十三年四月一日から元に戻すということの特例条例を廃止するという三本の条例案でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

お聞きしたいことはですね、本来これは四月、時限立法といいますか、そういう時限条例といいますか、そういうふうになっているわけですので、自動的に三月三十一日ですね、期限切れといいますか、効力切れになるという性格のものであるとは思いますが、それぞれを別々に議案として提案するのがベストの提案の仕方ではなかったのですか。その点についてはどういうふうに理解、なぜ一括で提案したのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

この特例条例は、平成二十二年四月一日から三月三十一日までということで、この三本の条例が全部同じ特例条例でございましたので、今回、条例改正の手法としましては、三本一括でやりました。ただ、これが廃止ということになった場合、平成二十三年の四月の当初予算で、報酬等審議会の予算を見ておりますので、それにかけて今後の町長等の給与等を判断していただくということを想定しております。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑は、浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私が聞いているのは、理由は、違法だとか何とかそこまで言うつもりはございませんけれども、別々に議案として提案することがベストのことではないですかということを知っているんですけども、そういうベストなのかということについてはどういう見解なんですか。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

これは条例の出し方、単行案、別々にやる方法もありますし、こういう給与等の条例改正は、こういう三本の条例をまとめてやる方法もございます。この三本の条例をまとめてやる方法については、給与等の条例でございますので、手法としましては、合理的な手法の一環だと考えております。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

議案第五号でございます。

私は、管理職の手当の復活、これはやってしかるべきものだと思っております。世の中のこの動きを見ますと、やっぱり管理職がしっかりしていないと、電力でも、どこでも余りよくないというのがですね、だからしっかり手当をやって、しっかり仕事をしてもらうということがですね、大事だと思っております。

今回特別職の給与、それから教育委員会、これをまとめているんですけども、私はこの特別職、あるいは教育委員会についてはですね、ゼロに戻して、報酬審議会に諮ると。そういう手順も町長、また財政当局でない、総務課も考えているみたいですけども、私たちのこのある程度の財政の安定というのは、とりも直さず、まずこの間の麻生内閣以来の特別交付金、それから病院の職員、保育所の職員、これらの犠牲の上に成り立っているんだということから見ればですね、そしてさらにこれから、常盤の支所は出張所だと。あるいはまたさまざまな負担やそういうものを継続してやっていくということでもありますから、この特例措置をですね、特例条例をですね、生かしていくことがやっぱり必要だというふうに私は思っておりますので、それは5%なのか、10%なのかは、それは判断でございますが、いずれにしても特例措置を廃止までする必要はないと思っておりますので、今議案に反対であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第五号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第五号を原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立少数であります。よって、議案第五号は否決されました。

日程第七、議案第六号町有財産の無償譲渡の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六号を採決いたします。議案第六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第六号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第七号町道路線の認定の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七号を採決いたします。議案第七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第七号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第八号町道路線の変更の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八号を採決いたします。議案第八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第八号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第九号平成二十二年度藤崎町一般会計補正予算（第五回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

もう少し間をとるぐらい議長、やらなきゃだめですよ。どういうことですか。

ページ数でございます。二十ページ、地域活性化・きめ細かな交付金事業、二十ページです。これは補正予算だよね。その中でですね、防災、これは十三節委託料ですね。防災行政用無線屋外拡声子局移設設計業務委託料十五万三千円というふうになっております。これはどういうことなんでしょうか。

それと、その下ですね、蓄電池交換工事費六百四十万円となっております。これはどういう、全面的に取りかえて六百四十万円、額が大きい六百四十万円の方とですね、十五万円の両方関係あるんだと思いますけれども、どういう内容の工事をですね、やるのかということについてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

この防災行政無線の委託料の関係十五万三千円、これはその下の工事請負費の防災行政用無線屋外拡声器子局移設工事費八十三万七千円と、これはセットでございます。これは柵地区の防災無線の子局を移転するという設計業務と工事費でございます。

それから、蓄電池の交換六百四十万五千円、これは防災無線が稼働しまして、平成十八年以来、電池等を取りかえておりませんので、全部子局六十七支局、子局、全部で二百三十二個の電池を交換するという事で災害防災無線、災害に備えるということでございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。工藤健一議員。

○九番（工藤健一君）

同じく二十ページの町道等整備費なんですけれども、これはきめ細かな国の予算のそれから工事費が回ったと思うんですけれども、町道整備費の舟場の関係です。農政課だと思えますけれども、これはこの工事はいつ計画されて、何回説明会を開きましたか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

この工事、舟場地区の農道、町道等の整備事業につきましては、舟場地区の農道整備事業費が含まれているわけですが、それにつきましては、計画といたしましては、平成二十二年十月ごろからその計画をどういうふうにしたらいいかというようなことでは検討をしております。それで、地元に対する説明については、説明会は一回開催してございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

工藤君。

○九番（工藤健一君）

あと、平成二十二年十月に計画ということなんですけれども、その何年も前からさ、町道の整備工事なんか、いろいろな陳情が上がっていると思いますけれども、何でこれを緊急に、その前の工事なんか手をつけなくて、何でここだけへば入ったんですか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

この舟場地区の農道につきましては、今年たしか六、七月ごろでしたか、整備の要望がございました。ただ、ここの地区の農道の整備につきましては、旧、合併以前にも整備の要望が寄せられていた地域でございます。ただいろいろな事情がございまして、整備が実現されてこなかったということでございます。今般、昨年度夏場に、整備の要望が上がりまして、改めて理事者初め、私どもも現場を確認いたしました。それで、現場の状況ですが、幅員が二メートル程度と。それから傾斜も非常に強いと。それから地盤が軟質な土の泥であるということで、非常に危険な場所であるということもございまして、もし適当な財源が、活用できる財源があるのであれば、整備を進めたいということで、このたび国の方のこの補正予算の活用ができるというようなことで、補正予算化をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

工藤健一議員。

○九番（工藤健一君）

私も説明会に出た方から伺ったんですけれども、その中の地権者が土地を提供すると、そのような話だったんです。私はそう受けたんですけれども、その幅員が狭いと。「寄附してもいいと。道路が広がるんだらいいけれども、土地の

多い人が全然その対象になっていないと。その少ない人が提供の対象になっている」という話で、「多い人が多く走らなくてないかと。利用するんじゃないかと。それは矛盾しているのではないかと」と、私に相談されました。「それは私は聞いてみます」と言いましたけれども、その点はどうなってますか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（小杉利彦君）

ただいま工藤議員からお話しがございましたように、今回この工事を進めるに当たりましては、地元の農家の方たちが土地を、農地の一部を提供する。町の方に寄附する形での工事の予定ということになっております。説明会は、先ほど一回ということで申し上げましたが、その前に、地域の代表者等との打ち合わせ等は行ってございまして、例えば、その土地の寄附の問題につきましても、現状ではどうなんだろうということでのいろいろな事前の関係者への打診とか、その辺もしていただきながら、大丈夫だろうということでのことでもございましたので、正式に農政課の方で説明会に行って、その席でも土地を寄附していただきますよと。それでなければ今回の工事はちょっと難しいだろうということでの説明をしながら、ご理解は得たつもりでございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

工藤健一君。

○九番（工藤健一君）

私に説明した人は「説明会ではその時点では反対はできませんと。一応話を聞くだけだと。後でもう一回やるものだ」と、そのような話を伺ったんですけれども、その後また、説明会みたいな合意書みたいな説明を受けなければだめだと思えますけれども、それはやるつもりありますか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（小杉利彦君）

同意書等の徴収につきましては、今後この工事の予算化が図られまして、工事が実際にできるような段階で同意書を徴収するという形で考えてございました。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

工藤健一君。

○九番（工藤健一君）

もしもさっき言いましたとおり、土地の多い人が全然提供されない。そういう事態で、一人でも反対者があれば、工事をされないんですか。

それと、もしも工事をされた場合、提供した人たちの土地が少なくなる登記費なんか、どちらが持つんですか。

○農政課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

土地の分筆、寄付、登記というふうな事務的なことが出てきますが、その経費については、この町の今回の委託業務の方の設計業務の中でそれらをすべて見込んでございます。

それから、反対者が出ればどうなんだということですが、この点につきましては、引き続き説明会等、あるいは理解を図るようにですね、努力をしていきたいと、そう思っております。

○議長（野呂日出男君）

回数が過ぎていきますけれども、今一点にしてください。工藤議員。

○九番（工藤健一君）

先ほどちょっと聞き忘れたんですけれども、この道路の拡幅ですね。片方を拡幅するんですか、両方を拡幅するんですか。

○議長（野呂日出男君）

農政課長。

○農政課長（小杉利彦君）

これは片側だけの拡幅で考えてございます。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

私、先ほどの防災無線のですね、聞いて、電池の取り替えだということ、それはぜひ進めなければならないことだと思います。私がちょっとこれと関連して聞きたいのはですね、今度の停電時にですね、いわゆる役場に連絡しても、文化センターからここに連絡してもつながらないとか、さまざまないわゆる地震災害の場合のですね、いわゆる無線といたしますか、その辺のですね、ことも、防災対策もですね、考えなくちゃならないのかなというふうに思っております。

私が聞きたいのはですね、「予算書に書いていないから聞くな」と言うんだったら、それでも私は聞きますけれども、関係していると思うので、議長においては認めてくれると思っておりますけれども、携帯電話はくそも役に立たないという、それに遭遇したわけでございます。そういう中でですね、くそというのは取り消したいと思います。余り役に立たなかったというのがですね、普通の人でございまして。それで、無線機というのは実際の無線機というのは、現在町で保有してですね、いらっしゃるのかということと、もう一つは、災害は夏だけ来るわけじゃない、真冬でも来る

ということもあるんですね、反射ストーブの方が役に立ったというような例もあるのでですね、そういう何台かの備蓄というか、私もひとり暮らしの人に貸して、ぼろぼろのを貸してやったりしているのもあるんですけども、そういう反射式ストーブなんか備蓄しているのはあるのかどうかという、その辺についてはまずお聞きしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

浅利議員にお願いいたします。

もうちょっと言葉を精査してお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（三上 治君）

まず、無線機の関係でございますが、これは防災行政無線を整備したとき、消防団とのやり取り、それから防災車とのやり取りの無線がございます。何台と、役場の方であって、受ける方ということで、全部消防団の方の自動車にはついております。

それから、二点目の備蓄関係でございますが、これについては厳冬期でございましたので、電気が使えませんでしたので、反射式のストーブ、これを備蓄まで現在は至っておりません。十数台だと思います。ただ、この中で、電気が停電して、精神的に不安定になった人に対して、その役場で所有している反射式のストーブを貸し出した例がございます。今後備蓄関係については、その材料等を含めまして、食料品とか、そういうのも含めまして、今後検討課題にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

先ほどのくそも役にも立たなかったということについては、発言を撤回したいと思います。余り役に立たなかったということでございます。

それで、もう一点ですね、お聞きいたします。

これは二十五ページでございます。国民年金費でございます。年金情報照会端末購入費十五万円、年金ネット専用プリンター購入費七万四千円と、こういうふうになっておるわけでございます。いずれにしても、この役場に来れば、年金、私のというか、来た人の年金がどれぐらい支払われるのかとかというわかるようになるシステムをつくるということのための予算なんですか。そして、それらに対応する人は、だれがどの課でやるのかということについては、どういうふうになるんでしょうか。その点についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

浅利住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

この年金の関係の端末を購入するということでございますが、通常は、コンピュータを持っている方はインターネットでその検索をして、年金記録の照会やいわゆる見込額等の試算関係及び納付の関係については確認できるようになっております。ただ、パソコンがない方もおられるかと思います。そういう方は、役場に恐らく照会という形で来るかと思うんですが、そういう人のために、役場に設置いたしまして、いわゆる記録照会、納付状況、年金の試算、それらに対応するというので、プリンターも含めて購入し、紙ベースでの対応もしていくという考えで、今回計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

非常にいいことだと思います。一番の大きな国民にとっても関心はこの年金問題でございます。

そこでですね、ちょっと関連してお聞きしたいんですけども、仕事を失っている人、失業している人、もうあきらめて閉じこもっているような人も大変ですけども、仕事を探すのももうインターネットで職安に行ってもそうだし、自宅でもインターネットをやっている。探しているという実態がございます。私の知り合いもそうでございますが、そういうことから見ればですね、しかし、失業している人をインターネット接続できない。毎月五千円も七千円もかかるということでもあります。ですから、インターネット接続をですね、可能な、そういう、そして職探しができるようなですね、そういう接続を例えば常盤の支所なら支所に一台とか、そういう設定もですね、考えてもいいんじゃないかなというふうに、私は思っているんですけども。つまり、接続できない人も、職を探しに行って、インターネットに接続しないで、それで弘前に行かなければならないとか、そういうことではなくて、探せるようなですね、インターネット接続を利用する機会をですね、失業者といいますか、そういう人に簡易に与える、接近できるようにするというのもですね、大事なことではないかなと思っておるんですけども、検討の余地、ありやなしやということについてお聞きしたいと思っているんですけども、どなたに聞けばよろしいものか、住民課でもいいし、総務課長でもよろしいです。お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

企画課長。

○企画課長（能登谷英彦君）

雇用の関係は企画課で実施しておるわけですけども、今の現状でいけば、ハローワーク等の情報を紙ベースでいただきながら、窓口の方に設置しているというのが今の現状でございます。今後、そういうふうな今の現代社会のネット環

境がこういうふうな状況ですので、活用できるのであれば、そのほかの自治体との協調も図りながら実施してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九号を採決いたします。議案第九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第九号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第十号平成二十二年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十号を採決いたします。議案第十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第十一号平成二十二年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十一号を採決いたします。議案第十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第十二号平成二十二年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第四回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十二号を採決いたします。議案第十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第十三号平成二十二年度藤崎町水道事業会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十三号を採決いたします。議案第十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第十四号平成二十二年度藤崎町農業集落排水事業会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十四号を採決いたします。議案第十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第十五号平成二十二年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十五号を採決いたします。議案第十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、予算特別委員会報告を議題とします。

お諮りいたします。本案についての委員長報告は、会議規則第三十九条第三項の規定により、省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略とすることに決定いたしました。

次に、平成二十三年度各会計予算案の議案第十六号から議案第二十二号までは、議員全員による予算特別委員会で審議いたしましたので、質疑を省略し、採決いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前十一時十七分

---

再 開 午前十一時十八分

○議長（野呂日出男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十八、議案第十六号平成二十三年度藤崎町一般会計予算案を議題とします。

本案の委員長の報告は修正です。まず、委員会の修正案について、起立によって採決いたします。委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立によって採決いたします。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第十七号平成二十三年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第十八号平成二十三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第十九号平成二十三年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第二十号平成二十三年度藤崎町水道事業会計予算案を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第二十一号平成二十三年度藤崎町農業集落排水事業会計予算案を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十一号は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第二十二号平成二十三年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題とします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十二号は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、議案第二十三号藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十三号を採決いたします。議案第二十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十三号は原案のとおり可決されました。

日程第二十六、発議第一号藤崎町議会議員の議員報酬の特例に関する条例案を議題とします。

お諮りいたします。発議第一号は趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。これから発議第一号を採決いたします。発議第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、発議第一号は原案のとおり可決されました。

日程第二十七、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の調査のため、特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたします。

日程第二十八、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の

調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたします。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十三年第一回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時二十五分

---

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 清 水 孝 夫

署名議員 鶴 賀 谷 貴

署名議員 奈 良 岡 文 英